

❗ 対象となるBCPを追加しました!



BCP策定 サポート保証

新型コロナウイルスなどの感染症対策を含めた
BCPの策定または見直しを行い、
災害等にあらかじめ備える取組みを支援します。
一般保証の通常保証料率とくらべて10%低率の保証制度です。

BCP(Business Continuity Plan 事業継続計画)とは、企業が自然災害等の緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限に止めつつ、事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、あらかじめ行うべき活動や事業継続のための計画を定め、文書化したものです。

1

災害発生時、早期に復旧し、事業継続が可能となります。

2

BCP策定サポート保証は、信用保証料が10%割引となります。

3

BCP策定(見直しを含む)・運用に関する専門家の派遣も可能です。
専門家派遣事業※をご活用ください。

※当協会をご利用いただいている中小企業・小規模事業者の方が対象です。専門家の派遣は1課題3回まで、2課題まで無料です。(派遣費用は当協会が負担します)

専門家派遣事業のみの利用もOKです!!

BCPの概要について、「一度話を聞いてみたい」ということだけでも構いません。ぜひ、ご活用ください!!

令和4年4月から
制度改正

厚生労働省が定める「自然災害発生時の業務継続ガイドライン」
(介護事業者・障害福祉サービス事業者向け)に基づき策定された
BCPを対象に追加。

詳しくは裏面をご覧ください。

本 店 060-8670 札幌市中央区大通西14丁目1番地
(代表)TEL 011-241-2231
函館支店 040-8691 函館市大森町24番1号
TEL 0138-23-8425
帯広支店 080-8691 帯広市西3条南6丁目18番地2
TEL 0155-24-3658
北見支店 090-8691 北見市北8条東1丁目3番地
TEL 0157-24-5196

小樽支店 047-8691 小樽市稲穂2丁目22番1号
(小樽経済センター2階)
TEL 0134-22-5188
旭川支店 070-8691 旭川市7条通13丁目59番地2
TEL 0166-24-1441
釧路支店 085-8691 釧路市黒金町6丁目1番地
TEL 0154-23-1361

室蘭支店 050-8691 室蘭市東町4丁目29番1号
(室蘭市中小企業センター3階)
TEL 0143-45-6001
滝川支店 073-8691 滝川市大町2丁目5番32号
TEL 0125-23-1201
苫小牧支店 053-8725 苫小牧市表町1丁目1番13号
(苫小牧経済センタービル2階)
TEL 0144-33-1751

お体の不自由なお客様へ
職員がお手伝いいたしますので、
来店時は事前にご連絡ください。

企業とともに、地域のために
北海道信用保証協会
Credit Guarantee Corporation of Hokkaido



(2022年4月改訂)

BCP策定サポート保証の概要

1 特徴

BCPの策定、BCPの見直しおよびBCPに基づく環境整備に取組むために必要な資金等の円滑化を図り、企業の経営基盤の強化を支援する保証制度です。

2 制度概要

対象者	BCPの策定または見直しを行い、災害等にあらかじめ備える取組みを行う中小企業・小規模事業者 BCPは、官公庁が所管する指針等(別に定めるものに限る)に基づき策定し、同指針等の内容を充足する計画が対象【別に定めるもの】(2022年4月現在) ①中小企業BCP策定運用指針(第2版)(基本コース)…中小企業庁 ②介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン…厚生労働省 ③障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン…厚生労働省									
保証限度額	2億8,000万円以内(一般普通保証2億円以内、一般無担保保証8,000万円以内)									
保証割合	責任共有制度の対象となる取扱に限る									
対象資金	資金使途とする事業資金(運転・設備資金の併用可)は次のとおり ただし、借換資金は対象外とするが、借換対象が本制度によるものみの場合、同一金融機関における借換資金は対象とする。 (※下記の留意事項あり) ① BCPの策定または見直しを行うために必要となる資金 専門機関への委託経費、講習会への参加費等 ② 策定または見直しを行ったBCPに基づいて実施する取組みに必要となる資金 防災・減災に資する施設等の整備、その他の取組みに係る資金等 ③BCPの策定後における事業資金									
保証期間	一括返済/1年以内 分割返済/10年以内(据置期間1年以内) (地方公共団体の融資制度による取扱の場合は、各制度要綱等の定めるところによる ※下記の留意事項あり)									
貸付金利	金融機関所定利率 (地方公共団体の融資制度による取扱の場合は、各制度要綱等の定めるところによる ※下記の留意事項あり)									
貸付形式	証書貸付または手形貸付	返済方法			一括返済または分割返済					
信用保証料率	基準保証料率から10%割引 (単位:年率%)									
	保証料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	基準保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
本制度の保証料率	1.71	1.57	1.39	1.21	1.03	0.90	0.72	0.54	0.40	
有担保割引(▲0.1%)、会計参与設置会社割引(▲0.1%)あり										
担保	必要に応じて	保証人	原則として法人代表者のみ			申込方法	金融機関経由保証			
必要書類	信用保証協会所定の保証申込書類の他、BCP策定サポート保証制度申込書と次の書類が必要 (1) BCPの策定または見直しを行う場合 ① 策定または見直しに必要な金額を証する見積書、契約書等 ② 見直しを行う場合については、現行のBCP (2) 策定または見直しを行ったBCPに基づいて実施する取組みの場合 ① 策定または見直したBCP ② 必要とする設備等の見積書等 (3) BCPの策定後における事業資金 現行のBCP									
留意事項	地方公共団体の融資制度については、北海道中小企業総合振興資金 経済環境変化対応資金 防災・減災貸付 融資対象(1)「道防災」に限り、本制度との併用が可能(2022年4月現在) ※北海道中小企業総合振興資金「経済環境変化対応資金 防災・減災貸付」については、借換資金は不可。									
取扱期間	令和6年3月31日保証承諾分まで									

※ご利用には金融機関および信用保証協会の審査があり、ご希望に沿えない場合があります。

■本リーフレットは制度の概要をお知らせするものであり、全ての手続きを示すものではありません。

■いわゆる金融斡旋屋等の第三者が介入・介在する保証申込は取扱いたしませんので、ご注意ください。 ■反社会的勢力は信用保証の対象となりません。